

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（柏崎刈羽原子力発電所7号炉 設計及び工事の計画）【173】
2. 日時：令和2年4月28日 10時00分～11時50分
3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

名倉安全管理調査官、江寄企画調査官※、岸野主任安全審査官※、津金主任安全審査官、羽場崎主任安全審査官※、三浦主任安全審査官、宇田川安全審査官※、小野安全審査専門職

事業者：

東京電力ホールディングス株式会社

原子力設備管理部 建築総括担当部長 他14名※

5. 要旨

(1) 東京電力ホールディングス株式会社から、柏崎刈羽原子力発電所7号機の工事計画認可申請書のうち、耐震性に関する説明書について、令和元年9月20日及び令和2年4月24日の提出資料に基づき説明があった。

(2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。

【原子炉建屋の設計体系における補助壁の取扱いについて】

- RCCV及び基礎スラブの応力解析における補助壁の取扱いを詳細に説明すること。また、他の建屋での補助壁の取扱いについて、原子炉建屋と比較した上で、差異を説明すること。
- 補助壁についても局所的な応力集中が発生していないことを説明すること。
- 原子炉建屋の地震応答解析、設計用地震力の設定、各部位の評価等の各プロセスにおける補助壁の取扱いの考え方及びそれを踏まえた各プロセス間における設計上の配慮について整理して説明すること。

【下位クラス施設の波及的影響の検討について】

- 7号機施設及び6号機との共用施設に波及的影響を及ぼす6号機施設を網羅的に抽出した上で、波及的影響防止の考え方を整理して説明すること。
- 屋外の下位クラス施設による波及的影響について、液状化による沈下以外の基準地震動 S_s による損傷、転倒等に対する考え方及び風荷重

等の組み合わせの考え方を説明すること。

- 5号機サービス建屋の波及的影響評価について、評価対象の想定事象と部位の代表性、評価条件の妥当性及び保守性並びに作用荷重の算定方法を説明すること。
- 5号機サービス建屋の衝突を考慮した5号機原子炉建屋の外壁の評価位置について、3階の壁についても影響がないことを説明すること。また、2階の壁の水平方向の評価について説明すること。

(3) 東京電力ホールディングス株式会社から、本日の説明等を求められた内容について了解した旨の回答があった。

6. その他
なし